

第三章 大学院重点化への取り組み

一 国際開発研究科の創設

1. 国際開発研究科創設の経緯

大学院充実と
弾力化の流れ

一九八七年一〇月文部大臣は大学審議会に対し「大学等における教育研究の高度化、個性化及び活性化等のための具体的方策について」を諮問した。このうち大学院に関して、一九八八年一二月に「大学院制度の弾力化について」が答申された。そこでは、「学部を持たない独立大学院や特定の学部を基礎を置かない独立研究科の設置を促進すること」や、修士課程年限の弾力化などが提言された。また、博士課程の目的について、「社会の多様化、複雑化等に対応し、…大学等の研究者のみならず、社会の多様な方面で活躍し得る高度の能力と豊かな学識を有する人材を養成する必要がある」とした。

さらに一九九一年七月、大学審議会大学院部会報告は、「我が国の大学院は、その質的な問題とも関連して、量的に必ずしも十分な整備が進んでおらず、他の先進諸国と比べても小規模なものにとどまっている」とし、社会人、企業、留学生等の需要に応える「量的整備」を推進する方向が提起された。その際、「新しい学問分野や学際的な分野」を充実させる必要性が指摘され、また、需要が顕在化しつつある社会科学分野として「国際関係、地

域研究、実務法学、社会情報システム、経営システム科学」などが例示されていた。

実際、一九九一年の年初には、東京大学法学政治学系の大学院に専門職養成をめざす専修コースが創設されること（『朝日新聞』一九九一年一月六日付）や名古屋大学、神戸大学などが途上国援助の専門家を養成する大学院作りが進行していること（『日本経済新聞』一九九一年一月七日付）が報道されていた。

こうした大学院をめぐる全国的な流れのなかで、本学社会科学系における博士課程創設の動きが本格化していく。たとえば、経済学部では、一九八七年一月に遠藤輝明を委員長とする検討委員会が設置され、第一回の会議に出席した新飯田宏学部長は「文部省の方針は大学院の充実に向かっていく。工学部の大学院博士課程設置をふり返り、社会科学系をどうするか考えておく必要がある」と述べていた。その後、全員参加の積み上げ方式か少数精鋭主義かの問題もあり成案を得るに至らなかった。それでも高島光郎学部長、岸本重陳経済ワーキング委員長のもとで積み上げ方式による博士課程設置が一九九二年度概算要求されたが、大学止まりの結果となった。

経営学部でも同じ時期、積み上げ方式の博士課程設置の概算要求がされたが、経済学部と同様の結果となった。一方、法律系では、一九九〇年四月に大学院独立研究科として国際経済法学研究科の創設を実現させ、さらに「国際協力専攻」の設置に取り組んでいたが、いずれも修士課程のレベルにとどまっていた。

三連協から素案 一九九二年度概算要求の経験から、次の点が構成員共通の認識となっていた。すなわち、**作成委員会へ** 第一に、各部局の上に積み上げ方式で設置することは難しく、複数部局を融合し、かつ担当教員を絞らねばならないこと、第二に、既存の研究教育分野にとらわれず、特色ある実践的な分野で構想していかねばならないことである。そのためにも、経済学部、経営学部、国際経済法学研究科の三部局が、これまでにない密度での協力が求められていることも、広く理解されるようになった。

一九九一年二月には、同年四月に発足する予定の名古屋大学大学院国際開発研究科への訪問調査を三部局合同で実施した。参加者は、経済学部が加納悟、金澤史男、経営学部が鈴木邦雄、周佐喜和、国経法系が円谷峻、来

生新であった。

一九九一年十一月、成田頼明国際経済法学研究科長は、同月研究科委員会の「平成五年度概算要求に関する基本方針」に基づいて、次のような申し入れを高島光郎経済学部長および稲葉元吉経営学部長に行った。すなわち、それは一九九三年度の概算要求について、「経済学部・経営学部との緊密な協力の下で、本学に博士課程総合大学院を設置するための概算要求を行うことを基軸とし、その具体的な手がかりを『国際開発協力』に求める」というものであった。

各部署で調整の結果、一九九二年初めには、経済学部田代洋一、経営学部河野正男、国経法天川晃を各部署の代表とする三部局連絡協議会（通称三連協）が始動することになった。そして、三月一七日の三連協までに、三部局の協力による独立研究科方式とすること、分野として国際開発、国際協力を配慮することが各部署教授会において了承された。

これを受けて三月二四日の三連協は、独立研究科概算要求素案作成委員会（以下、素案作成委）に拡充され具体案の策定作業に入ることになった。発足時の委員は、経済学部が田代洋一、加納悟、金澤史男、経営学部が河野正男、山下正毅、山倉健嗣、国経法が天川晃、村上政博、來生新であった。素案作成委では、各部署作成の原案が提示され、経営学部は三専攻、教員定員五四名、学生定員二七名、経済学部と国経法は内容は異なるが規模としては、二ないし三専攻、教員定員三〇名、学生定員一五名の構想であった。四月の第一週、連日のように議論が行われた結果、研究科名は国際開発協力研究科、第一専攻国際経営開発、第二専攻国際開発環境、教員定員四四名、学生定員一九名（のち一八名）となった。また、四月六日の素案作成委で、概算要求の「出し部屋」を経営学部とすること、緊急時の対応は素案作成委が担当することが提起され、各部署教授会で了承された。

この合意に基づいて概算要求案が作成され、文部省への説明が行われたが、その過程で国経法の「国際協力コース」との関係を明確にすること、博士課程への需要が増大していることを示す必要があること、「環境」を社会科

学だけで扱うには無理があること、などの課題が明らかになった。さらに、この時点で学生定員一八名、教員定員四四名の規模が大きすぎるとされ、そのスリム化が緊急の課題となった。

六月末から九月にかけて、構想の練り直しが行われ、研究科名は、国際開発研究科に変更され、規模も教員定員三六名、学生定員一二とした。専攻名は、第一専攻を国際開発専攻、第二専攻を開発環境専攻とした。この案に基づいて行った一〇〜十一月の文部省への説明では、名古屋大学、神戸大学は修士課程からの組織化であつて形態は別であり、本学の場合むしろ金沢大学、岡山大学、新潟大学の組織を参考にすべきこと、研究教育分野が国際開発の人材養成につながることを明確に説明できる組み立てとすべきこと、三年間で博士号を確実に取得しうる教育システムを工夫すべきことなどが課題とされた。これを受けて、素案作成委の作業は継続されたが、概算要求としては、一九九四年度要求の課題へと移行していくことになった。

概算要求から設置審へ 素案作成委を中心に、三部局は一九九二年一月から九三年四月にかけて、国際開発研究科構

想を再吟味し、研究科設置の目的を「企業・政府機関・国際機関等において、發展途上国に関する開発活動の担い手たり得る高度の専門性を備えた実務家を養成すること」とし、授与する学位を「高度の学際性に鑑み『博士(学術)』とする」と定めた。また、第一専攻を国際開発経営専攻、第二専攻を国際開発政策専攻とし、前者は企業や開発コンサルタント、シンクタンクなど民間部門で活動する国際開発の実務家を養成し、後者は政府、自治体、国際機関など公的部門で活動する国際開発の実務家を養成するとの理念を明確にした。

同時に、「先進国、途上国、日本の三つの柱を常に視野に収めつつ総合的に国際開発の理論、政策、評価のあり方を教育・研究する」という新研究科の性格を踏まえて、国際開発分野を担いうる「研究者一覧」および「研究業績一覧」の作成を行った。また、一九九二年一月から一九九三年二月にかけて、通商産業省、海外経済協力基金、アジア経済研究所、国際臨海開発研究センター、三菱商事株式会社国際協力部、新光オーエムシー株式会社へのヒアリング調査を実施し、国際開発関係機関、民間企業における社会科学系大学院による人材養成に対す

第三章 大学院重点化への取り組み

る強い需要の存在を確認した。

さらに、博士課程後期三年で標準的學生が確実に博士号請求にたどり着けるような指導体制が検討された。その結果、国際開発分野以外からの進學者も想定したプレリキジットの設定やコースワークの重視、三人による指導委員会の編成や総合演習による集団指導体制の確立、第一〜三次の論文中間報告の設定によるチェックシステムの確立などが、設置計画書に盛り込まれた。

幸いにも今次の国際開発研究科構想は、一九九四年度概算要求として実現への軌道に乗ることになった。九月には、授業科目の担当教員の確定が各部署で行われ、一〇月に予備審査用設置計画書が、一九九四年一月に本審査用設置計画書が提出された。同年一月には、横浜国立大学国際開発研究科設置準備要項が定められ、これに基づいて同研究科設置準備委員会が設置された。同要項は、研究科長について、初代研究科長は同準備委員会において選考するとされ、二代目以降は研究科長候補者選考規定を制定したうえで決定するとされた。この規定に基づいて初代研究科長に稲葉元吉が選ばれた。さらに同委員会のもとに設置準備作業委員会(通称ワーキンググループ)が設置され、組織・運営に関する事項と入学試験・教務に関する事項をそれぞれ担当する二つのグループが編成されて準備が進められた。

三月末に本審査完了の通知があり、また、一九九四年度予算の国会議決をへて、新研究科の創設が確定した。ちなみに、一九九四年度予算は暫定予算が四月一日に可決、本予算が成立したのは、四月二三日であった。三月三十一日、新研究科の発足についてプレスリリースし、翌日から二日にかけて各紙が報道するところとなった。

新研究科の入試は、出願期間が四月四〜七日、試験日は外国語試験が一日、口述試験が二四日とされた。定員一二名に対して三三名の応募があり、合格者、入學者は一五名となった。一五名のうち、一般一二名(うち留學生四名)、社会人三名であった。新入生の入学式は、四月二五日経済学部大研究会議室で舉行され、終了後大学会館のきやら亭にて歓迎の懇親会が開かれた。博士課程後期新入生の懇親会は、以後、恒例となった。

2. 国際開発研究科の概要と展開

新研究科の概要

一九九六年四月、本学社会科学系で初めての博士課程が国際開発研究科として発足した。新研究科の概要は次のとおりである。

まず、教育研究組織は、国際開発経営専攻と国際開発政策の二専攻からなり、前者では、主として市場メカニズムに基づく企業活動という視点から国際開発を取り上げ、その計画、実施・評価に関する理論・手法及び開発理論の現状と課題が考察され、後者では、国際経済社会における政府や国際機関の開発計画や経済政策を対象とし、市場・金融・法制度などの同時代的条件と各国の発展段階という歴史的條件が考察されると位置づけられた。

教員組織は、予算定員三六名に対して、授業担当教員六〇名で、一名が一つの科目を担当した。なお、発足時には六〇名のうち六名が非常勤講師だった。本学所属の授業担当教員五四名全員が経済学部、経営学部、国際経済法研究科のいずれかに所属する兼担である。発足時の一般講義科目と担当教員の一覧は、表1のとおりである。

研究科長は、初代一九九四～九五年度が経営学部の稲葉元吉、一九九六～九七年度が経済学部の神代和俊、一九九八年度が国経法系の來生新が務めた。研究科委員会（教授会）は、授業担当教員が全員参加するかたちで原則として毎月一回開催され、経営学部一号館三階会議室が使用された。従来、顔を合わせる機会があまり多くなかった経済、経営、国経法の三部局の教員五〇名前後が定期的に協議する場ができたことは、三部局の相互理解を深めるうえで貴重な役割を果たすことになった。事務組織は、経営学部庶務課に新設された大学院係が担当した。また、純増となった助手ポストは、研究科長業務補助、電算業務、図書業務の各分野に配置することとされた。

特色ある教育システム

国際開発研究科は、設置計画書において、その教育目標を、「学生に国際開発の専門的な知識はもとより、国際開発の現場における様々な状況への対応能力をつけさせるとともに、三年間で確実に博士の学位を取得させる」こととした。これを実現するために、様々な工夫がされた。

まず、経歴、国籍など多様な背景を持つ学生に対して、「プレレキジット」や「開発学基礎講義」などを課し、修士修了レベルの基礎的知識の水準確保が図られた。「プレレキジット」とは、指導教員が、当該学生の基礎知識の水準を上げるために、修士課程や学部科目の修得を課すものであり、修了要件の単位数には含まれないが、必修とされる科目のことである。

また、社会人教育を重視する視点から、社会人特別選抜を実施するとともに、研究指導、カリキュラム等の時間割を弾力的に運用することとされた。

一般授業科目以外では、学際的分野である国際開発学の博士論文の作成に必要な知識を修得させるために、スクーリングが重視された。また、複数の関連教員が参加する総合演習が開設され、学際的教育研究の推進が図られた。さらに、国際開発に関する実務経験の重要性に鑑み、学生のフィールドワークを専攻選択必修科目四単位に代えて認定できるとされた。

指導体制としては、まず、指導委員会を三人の教員で構成し、また、複数の教員が参加する総合演習を設定するなどにより、集団的研究指導体制を整備したことである。さらに、入学当初の研究計画書提出、第一次論文中間報告（指導委員会）、第二次論文中間報告（専攻委員会）、第三次論文中間報告（予備審査委員会）などの節目を設け、いわゆる「段階的チェックシステム」を整備した。

一期生が三年を経過した一九九六年三月末、七名の博士号取得者が誕生した。その後、国際開発研究科入学生の博士号取得数は、九七年六名、九八年二名、九九年一名、二〇〇〇年一名、二〇〇一年五名、二〇〇二年四名などとなっており、国際開発機関や企業、シンクタンク、大学教員など多様な分野の専門的職種に従事している。新研究科で構想され具体化された特色ある教育システムは、所期の目標を達成したと言えよう。こうして定着した集団指導体制や段階的チェックシステムなどの制度、そして多様な背景を持つ院生に弾力的に対応し、かつ組織として研究指導に責任を持つという理念は、国際社会科学研究科に引き継がれていくことになる。

表1 国際開発研究科発足時の授業科目と担当教員

国際開発経営専攻			国際開発経営大講座	開発行動評価大講座
開発経営理念論	奥村 恵一	国際経営論	竹田 志郎	
開発戦略会計論	溝口 周二	人材協力論	茂垣 広志	
国際労働市場論	神代 和俊	国際ファイナンス	倉澤 資成	
経営計画科学	笹井 均	開発金融システム論	上川 孝夫	
経営システム分析	白井 功	国際会計制度論	大藪 俊哉	
開発経営行動論	稲葉 元吉	国際会計論	岡田 依里	
組織間協力論	山倉 健嗣	環境評価論	河野 正男	
経営者教育	奥村 昭博※	業績評価会計論	吉川 武男	
技術移転論	若杉 隆平	プロジェクト評価	中島 正博※	
移行経済協力	中村 靖	開発計量分析	加納 悟	
環境マネジメント	鈴木 邦雄	開発数量評価	小林 正人	
開発経営戦略論	周佐 喜和	統計システム整備論	腰原 久雄	
開発経営法制	來生 新	国際企業法制	山田 卓生	
環境法政策	北村 喜宣	国際取引法	円谷 峻	
途上国法政論	伊藤 潔※	企業行動法	松田 保彦	

※は非常勤講師

第三章 大学院重点化への取り組み

国際開発政策専攻		
国際開発政策大講座	開発経済学	國府田桂一
	国際経済調整	矢野 誠
	海外直接投資論	板垣 隆雄
	国際経済政策	田代 洋一
	国際社会会計論	山下 正毅
	開発財政論	金子 勝※
	市場開発論	阿部 周造
	開発情報論	大塚 英作
	環境経済	中村剛治郎
	途上国環境	長谷部勇一
比較地域発展大講座	開発協力行政	岡田 靖夫
	開発法政策	柳 赫秀
	開発国際法	森川 俊孝
	国際刑事法	田中 利幸
	国際機構論	大谷 良雄※
	比較経済発展	権上 康男
	地域開発財政論	金澤 史男
	日本型経済発展論	松元 宏
	比較経営発展論	関口 尚志
	比較経営論	三戸 浩
	比較文化論	西堀 昭
	比較政治発展論	天川 晃
	比較人権論	青柳 幸一
	比較マクロ政策	浅子 和美
	開発成長論	秋山 太郎
	経済統合論	萩原伸次郎
	国際経済システム論	岸本 重陳
	比較途上国経済論	佃 近雄※
	国際リスクマネジメント	今泉 敬忠
	比較金融制度論	楠井 敏朗

組織の拡充から新研究科へ

新研究科は発足後順調に年次進行し、一九九七年三月末に新組織の完成が見込まれることになった。神代和俊研究科長のもとに置かれた将来計画推進委員会は、一九九六年一〇月に一九七七年度からの一般講義科目と担当教員を拡充する方向を答申した。これに基づいて、神代研究科長、笹井均経営学研究科長、田代洋一経済学研究科長、天川晃国際経済法学研究科長が一九九六年一二月末から一九九七年一月初旬にかけて協議した結果、次のような合意に達した。すなわち、第一に、教員の予算定員は当初の三六名のままとし基幹講座の設置は当面考えない、第二に、授業担当者は当初の五四名に二二名程度を追加する、第三に、新規の授業担当者の追加は一般講義科目を新設するかたちで行う、第四に、一九九八年度より新カリキュラムを実施するよう準備するなどである。

この合意に基づいて、各部局が検討し、将来計画推進委員会によって新カリキュラムが取りまとめられた。新カリキュラムでは、経営学部一一名、経済学部七名、国経法三名が新たに授業担当教員に加わった。その授業科目と担当教員の一覧は表2のとおりである。なお、総数が二一科目となっているのは、研究科発足以降、当初の担当教員のうち停年ないし転出した者が九名おり、これについても科目名の見直しが行われたためである。

一九九八年度に新カリキュラムで出発した国際開発研究科ではあったが、のちに詳しく述べるように、年度途上で国際社会科学研究科への拡充改組が予定されることになった。そこで九八年九月頃から将来計画推進委員会において、「国際社会科学研究科設立にともなう国際開発研究科に関する問題」（いわゆる「後処理」問題）の検討が行われた。そのうち、カリキュラム、研究指導について、第一に、新しく編成される研究科のカリキュラムに応じて、できる限り旧来のカリキュラムを読み替えていくこと、第二に、開発学基礎講義を廃止し、これを修士課程の授業で代替すること、第三に、教員三人による研究指導、段階的研究指導の体制は継続すること、第四に、取得学位を博士（学術）以外とすることができるか検討すること、などの方向が示され、これに基づいて制度設計されることになった。

第三章 大学院重点化への取り組み

表2 一九九八年四月に増設された授業科目と担当教員

国際開発政策専攻		国際開発経営専攻	
産業・貿易構造論 開発データ解析 人間環境論	国際開発政策大講座	経済発展思想史	有江 大介
		オペレーションズ・マネジメント	松井 美樹
藤森 立男	国際開発政策大講座	経営組織論	田中 政光
		国際市民社会論	斎藤 純一
井上 徹	国際開発政策大講座	公益事業法制度発展論	三邊 夏雄
土井日出夫	比較地域発展大講座	計量ファイナンス	東田 啓
		国際証券投資論	青山 護
歴史と開発	比較地域発展大講座	国際公会計論	隅田 一豊
		会計測定論	泉 宏之
日本の企業会計制度	比較地域発展大講座	開発租税法制	岩崎 政明
ネットワーク企業論			
飯島 渉	比較地域発展大講座		
濱本 道正			
鳥居 昭夫	比較地域発展大講座		
中野 弘美			
西谷 剛	比較地域発展大講座		
朴 世學			
途上国工業開発論	比較地域発展大講座		
開発計画論			
欧州文化論	比較地域発展大講座		

一九九九年四月、国際社会科学研究所が発足したが、国際開発研究科に在籍する院生が存在しているため、後者の組織運営、教務厚生事項については、前者に新設された代議員会が代行することとされた。また、博士論文審査については、担当教員全員による研究科委員会が引き続き開催されることになった。二〇〇七年三月末、最後の在籍院生が満期退学となったことに伴い、国際開発研究科は消滅した。

二 国際社会科学研究所の創設と全学的大学院重点化

1. 国際社会科学研究所の創設

社会科学系博士課程 大学院をめざして

一九九七年一月、文部省は「教育改革プログラム」を発表し、そこでは「大学院の充実・強化と学部再編成等の推進」が柱の一つに掲げられた、大学院重点化が明確化した。そのなかで本学社会科学系部局の大学院部局化が課題として浮上した。国際開発研究科が発足してまもなくのことだが、社会科学系としては一致して、学部、修士課程のうえに博士課程を作り、一貫教育を行い、併せて研究（教員）組織を学部から大学院に移す大学院部局化を図ることは一致した悲願だった。経済学部は早速検討に入るとともに、一九九七年一月に経済、経営、法律の三研究科長の懇談会がもたれ、大学院部局化・重点化に向けてのさらなる歩みが始まった。

懇談会では、高等教育計画として旧帝大系は大学院部局化、旧六大学（新潟、金沢、千葉、岡山、熊本、長崎）は自然科学系と人文科学系の二系統の博士課程の設置という方向にあることが事務局から報告された。学内では折からの自然科学系を中心とし全学をまきこむメディアネットワーク研究科等の構想が打ち上げられていた。社会科学系としてはもちろん協力するとしても、それだけでは新たな構想の草刈り場にされかねないという危惧を共有していた。経営系はファイナンスの充実、経済系は修士の充実といった独自課題をかかえ、法律系は統一大学院を創ればそこに部局として吸収されるという懸念をかかえながらも、統一した博士課程を創る点では一致した。そこで一九九七年二月に経済、経営、法律の社会科学系三部局により社会科学系大学院博士課程調整委員会を設置することとした。経済からは若杉隆平・金澤史男、経営からは鈴木邦雄、大塚英作、国際経済法学からは

第三章 大学院重点化への取り組み

円谷峻、岩崎政明が委員として選出された。

直ちに活動開始した委員会は、国際開発研究科では修士等との連携がとれていないので教育が必ずしも効率的に行われていないこと、学生や教員の教育研究分野が現行の国際開発研究科には収まりきらないこと、行政組織が分離しており負担が大きい等の問題点を指摘され、これらの難点をクリアして一九九八年度概算要求に間に合わせることにした。事務局にも委員会に随時出席してもらうことにした。

早くも一九九七年三月から四月にかけて「国際社会科学総合研究科（仮称）基本構想」がとりまとめられた。既存の四研究科を発展的に統合し一つの研究科を創ること、博士号をもつて国際的に活躍できる高度専門実務家の人材養成を目的とすること、経済系、経営系、国際経済法学系プラス新専攻の四専攻とし、各専攻は博士課程前期（修士）と後期（博士）の一貫教育により経済学・経営学・国際経済法学・学術の博士号を授与すること、研究科を部局とし、専任教員は全員が大学院に所属する大学院部局化を図ること、がその骨子である。一口で言えば、修士・博士を一貫する旧帝大型の大学院、そして大学院部局化という極めて大胆・野心的な計画だった。

これに基づいて一九九七年四月に若杉・鈴木・円谷委員が文科省に説明した。文科省側からは、横浜国大の社会科学系の大学院の一本化はいずれ取り組まねばならない課題であること、一本化のイメージは「旧六」的な博士課程（前述）であり、そこまでは文科省もつきあう。しかし旧帝大型の大学院部局化は大学の出自が違うことを理解せよ。博士課程の設置と教員の組織一本化は分けて考え、学部を残す形で検討してどうか。学生定員は多すぎる、院生の研究室はあるのか、カリキュラムや教育方法には新味を出し、学位取得のプロセスを明確化せよ、といった好意的なコメントがあった。

説明にあたった若杉の際立ったプレゼンテーションもあり、文科省からは「国大は地の利も良いし、教官も熱心なのでよい大学院を期待している」とされた。旧高商の野心の部分はいなされたが、それを除けば統一した大学院を社会科学系に認める方向が打ち出されたわけである。

五月には学生定員六〇名の設置計画書を文部省に提出し、五、六月にかけてさらに文部省に説明した。そこでのやりとりで、定員は過大という指摘には減員で応え、また修士・博士を一貫する「ずん胴型」ではなく、「融合型・絞り込み型」の必要性については、グローバル経済、企業システムなど専攻名等を工夫して、前期（修士）・後期（博士）を区分した。

こうして形は整ったが、文科省の都合等から概算要求そのものは翌年度に持ち越された。一九九七年十一月には以上に基づく第三次案の説明を行ったが、文科省は真摯な計画案と評価し、一九九九年概算要求を了承した。ただし博士修了者の就職可能性について財政当局は厳しい見方をしているので社会ニーズの把握に努めること、管理運営方法をどうするか、名称に「総合」を入れるのは言い訳がましいのではないか、事務長ポストの概算要求は困難等の指摘がなされた。これらについてさらに詰めて一九九九年概算要求を行い、一九九八年九月には大蔵省送りされた（事実上認められた）旨の連絡が入った。

この概算要求は、旧六型の統合大学院を、それらとは「出自」の異なる旧高商系の新制大学が、社会科学という新分野で創設する、という前代未聞の達成を、実質一年間で成し遂げ、かつ通常ではありえない助手三の純増が認められるなど、破格の結果となった。これにより、俗に言えば、横浜国大はその「出自」をよく乗り越えて大学の格を格段に高めたと言える。逆に言えばそれほど国立大学の序列には厳しいものがあつた。当然にそれを乗り越えるのが次なる課題となる。

この間、若杉は一九九八年四月に経済学部長に就任したが、余人を持って代え難く、引き続き調整委員会の委員を続けた。また社会科学系の一致した要求の陰には、それまで独立研究科として大学の「部局」を構成していた国際経済法学研究科が、その「地位」を断念して研究科の一専攻になるという英断があり、そこには国経法選出の円谷委員等の努力があつた。

九月、調整委員会は、大学院の立ち上げに向けてプランを具体化する構想推進委員会に切り替えられた。構想

推進委員会は、経済・経営・国経法・国際の各専攻から委員が選出され、教務入試（七名、溝口周二委員長）、組織運営（七名、田代委員長）、概算要求（四名、田谷委員長）の三小委員会からなる大所帯の委員会、全体の長は田代が務めた。

このような準備を経て創設された新研究科の初代研究科長には田代が就き、五月二日、文科省の臨席のもと、富丘会OBも多数参加し、祝賀パーティが開かれた。

国際社会科学研究所 以上の経緯から分かるように、新研究科は、旧帝大系のような経済学、経営学、法学等科のプロフィールの既成の学問分野ごとに学部・修士・博士が一貫する「ずん胴型」ではなく、区分制大学院という形を取らざるをえなかった。それを「分かりにくい」と評する向きもあるが、それは制度の責任であって設計者の責任ではない。

後述するように、同研究科はその後も着々進化をとげているが、ここでは原型を説明する。

区分制というのは博士課程後期（博士課程）と前期（修士課程）では専攻の立て方が異なる制度である。すなわち前者は前述のように国際開発、グローバル経済、企業システム、国際経済法学の四専攻からなる。それに對して前期は、経済系二専攻、経営系二専攻、国際経済法学系二専攻の計六専攻に分かれ、かつ国際開発専攻の下には直接に対応する前期専攻はない。「ない」というより、国際開発という高度に応用的な分野については、経済学、経営学、法学の修士課程で既存の学問分野の訓練を受けてきた者を受け入れるのが趣旨であり、全ての修士課程に対応しているともいえる。また経済系、経営系には対応する学部があるが、国際経済法学はそもそも独立大学院として出発したので学部をもたない。

次に「国際社会科学研究所」の名称の由来であるが、それは英語名 International Graduate School of Social Sciences に明確である。すなわち「国際」は大学院に係り、その対象分野のグローバル性、内外の多様な人材の育成、そのための英語による教育といった対象・構成・方法を示し、「社会科学」は経済、経営、法律等の社会科

学諸分野の複數形である。前述のように当初はあった「総合」は外した。英語表記を考えただけでも外して良かった。学生定員は後期三五名（國際開發九名、グローバル經濟九名、企業システム一〇名、國際經濟法学七名）、前期一二六名（經濟系二專攻三六名、經營系二專攻三六名、法律系二專攻五四名）である。授与される学位は、後期については条件を満たせば專攻にかかわらず經濟学、經營学、國際經濟法学、學術の博士号、前期については二專攻ごとに經濟学、經營学、國際經濟法学の修士号である。

以上のように本研究科は、國際開發等の学際性を重んじつつも、なるべく修士・博士の一貫性を追求しているといえる。

前期の教育は英語コースを除けば通常の修士課程教育だが、後期については「三年で学位をとらせる」という方針の下に特段の配慮がなされている。すなわち通常の大学院であれば演習の他はかなり自由だが、本研究科では講義八単位、演習八単位、演習（ワークショップ）、演習（フィールドワーク）併せて四単位を義務づけ、講義を重視している。院生一人につき責任指導教員一名と指導教員二名で指導委員会を構成して複數指導体制をとる。学位取得プロセスとして、二年次の七月に第一次中間報告、三年次五月に第二次中間報告、三年次一〇月に予備審査と三段階のステップを踏んで三年度一二月の博士請求論文の提出に至るようにしている。

課程博士の実績は二〇〇一年度一二名、二〇〇二年度一三名、二〇〇三年度二二名、二〇〇四年度二二名、二〇〇五年度三二名と年々増加した。もともと、それは三年でとれなかった者が順次取得していることも関係している。三五名をコンスタントに出せるに越したことはないが、そうもいかない。問題は出口だが、國際開發研究科時代から國際機関等の高度専門職業人を送り出すとともに、多様な分野の国公立の大学教員等を数多く送り出している。その点では老舗の支配する労働市場に新興勢力として切り込んでいると評しうる。

運営面でも工夫が凝らされている。第一は、学位授与等の重要決定は全構成員による教授会で行うが、通常の運営は代議員会という代議制度をとっている。第二に、実際面では經濟、經營、法律の分野ごとに系委員会を構

成して第一次的な意思決定を行っている。博士課程前期の運営は各系に任されている。後期の国際開発には独自の委員会が設けられる。これもまた区分制大学院をなるべく一貫型に近づけつつ、併せて学際性を追求する内部措置である。

懸念された事務部も、事務長と二係長のポストが設けられ、石塚満初代事務長のもと果敢に大学院の立ち上げを支えた。

なお国際開発研究科は廃されたが、組織は所属院生が学位取得・満了するまでは存続するので、科長は国際社会科学研究所長が兼務している。同研究科は新たな研究科の筆頭専攻である国際開発専攻に継承されているといえる。

八階建ての国際社会科学研究所棟が経営学部・国際開発研究科棟にリンクして建設され、七、八階には経済系の研究室、五、六階は演習室・院生室等、四階は国際経済法学研究科、三階はコンピュータ室等、二階は会議室、一階は科長室・事務室が配置されている。事務局の強い指示で各階にリフレッシュルームが設けられ、教員・院生はリフレッシュに励んでいる。会議室を上階に、院生室を下階に配置するのが静寂を旨とする研究所棟の常道だが、災害対策ということで不特定多数が集まる会議室を下階に置くことになった。国際開発研究科の建物は主として経営系が継承している。

大学院の充実の時代へ―部局 概算要求は上出来だったが、博士課程に専属する専任教員（実際には学部を化要求とその挫折を越えて―兼務し学部の教育を担当するが）は限定され、全員が大学院に張り付く大学院部局化は未だしである。かくして出自にまつわるハンディを払拭し大学院部局化を図ることが次なる目標となる。折から教育人間科学部の改組も課題になるなかで、二〇〇〇年に全学的に概算要求検討委員会が設置され、その下に社会科学系大学院の小委員会が設けられ、全学委員として経済、経営、法律系三部局から委員が選出され、研究科長を笹井均（経営系）と交替した田代が主査となり、悲願達成に挑戦した。

折から文科省は国立大学の法人化、専門職大学院の設置という大問題を抱えて多忙を極めていたが、第一次的な折衝の結果、来るものは拒まずの感触を得たので、三部局の大学院部局化、ロースクール、ビジネススクールの三点セットの検討を開始した。大学院部局化といつても前述のように社会科学系の組織の組成は複雑なので、それを解消するために、組織を研究部と教育部に分け、教員全員が研究部に属する形で大学院部局化を果たし、教育部としての博士課程前期・後期、そして学部に向いて教育する体制を検討した。加えて、教育人間科学部の改組により、教員養成以外の課程の教員等をこの計画に組み込む方向での交渉が同学部との間でなされた。

しかしこれらの構想は二〇〇三年春に挫折した。本研究科としては法人化前の昇格が悲願だったが、文部行政は法人化とロースクールの設置に大わらわであり、いかにもタイミングが悪かった。そこに三点セットをもちこんでも、なかなか大学院部局化の説明まで及ばず、説明しても「国大は何をやりたいのか。このままでは共倒れだ」と切り返された。先行する他大学の研究部・教育部方式についても文科省は要検証としていた。

二〇〇三年の法人化直前に、文科省から、法人化によって「教員をどこに張り付ける（大学院に張り付ける）かは大学の裁量」になる旨の連絡が入った。「出自を変える」ということ自体がそもそも見果てぬ夢であり、国立大学の時代に文科省の手でなされてこそ意味がある。こうして概算要求はロースクールの設置一本に絞ることになった。

このような対外的な問題とともに、大学院部局化には内在的な問題も実はあった。旧帝大系のそれは学部のうえにつくられた「ずん胴型」の大学院であり、そこでは教員組織をそのまま学部から大学院に移すことが可能だが、本学の場合は経済学部・経営学部・国経法系の三つの部局等のうえにくる大学院なので、学部を残しつつ大学院部局化を図ることはクリアすべき組織問題も多い。また大学院部局化は大学院重点化であるが、本学の場合はあくまで学部教育と大学院教育を等しく重視する構えである。

かくして本学社会科学系は他に例をみないユニークな大学・大学院充実の道を歩むことになった。

2. 大学院重点化への取り組み

環境情報研究院 創設への協力

一九九〇年代の半ば、本学や金沢大学、新潟大学、岡山大学などの新制大学の社会科学系に初めて博士課程が新設されつつあった時期、旧七帝大をはじめとする有力大学は、大学院重点化への改組が進行していた。新制大学の場合、学部専任教員による大学院兼担の中心であるのに対して、大学院重点化とは、もともと博士課程まで設置されていた大学において、大学院学生定員を大幅に増加させたうえで、全員の教員を大学院の専担とし、逆に学部を兼担とするものである。これを大学院部局化と呼ぶ。こうした動きは、全国的に大学院の「量的整備」が進められるなかで、新たな大学間の格差構造を生み出すものと受け止められた。こうした状況のもとで、本学がどこまで大学院重点化できるかが課題となったのである。

本学の工学研究科は、新制大学としては先陣を切って博士課程を設置しており、大学院部局化でも一九九〇年代後半から準備が進められた。その過程で浮上したのが、部局融合型の新研究科設立構想であった。当初は、教員人間科学部と工学部が中心となり、「情報」や「メディア」がキーワードとなっていたが、環境科学研究センターが参画して「環境」が加わり、さらに文理融合がめざされるに至って「イノベーション」が取り上げられることになった。

一九九九年一二月、合田良實学長補佐を座長として「研究科に係る概算要求の検討会」が設置され全学的な協議が開始された。社会科学系では、若杉隆平経済学部長、鈴木邦雄経営学部長、田代洋一国際社会科学部研究科長のほか、金澤史男、秋山太郎、阿部周造、茂垣広志、円谷峻、溝口周二が委員を務めた。四月以降は、若杉副学長が座長となり、概算要求としての取りまとめが進められた。

経済学部、経営学部は、文理融合を眼目の一つとする新研究科創設に協力する立場から、イノベーションに関して社会科学のアプローチによる体系的な教育研究分野を創設するため、経済学部二、経営学部三のポストを拠

出することとした。

幸い環境情報研究院（教育組織として環境情報学府）の二〇〇一年度概算要求は工学研究院・工学府の概算要求とともに、軌道に乗り、二〇〇一年四月に新研究院・新学府が発足することになった。この両研究院・学府は、いずれも教員が研究院に所属する大学院部局化の組織形態をとるものである。また、研究組織と教育組織を分離し、大学院の博士課程前期と同後期の教育は学府で行うという編成となっている。

一九九九年四月、国際開発研究科の国際社会科学研究科への拡充改組と合わせて、こうした動きを二〇〇一年一月一五日付の神奈川新聞は、「横浜国立大／大学院大学に転換」と報じた。この記事のなかで、若杉副学長は、「グローバル化や労働人口の流動化などの社会情勢が変化する中で、技術や情報科学の専門教育を受け、なおかつマネジメント能力も兼ね備えた実践力を身に付けた人材の要望は強い。こうしたニーズにこたえるため、大学も変わらなければならない。二十一世紀の幕開け時に、教育システムの基本を整えることができた」と大学院重点化のねらいを説明していた。

社会科学系からの振替講座と担当教員 経済学部、経営学部からの振替ポストについて、経営学部は、鈴木邦雄、周佐喜和が

選が行われ、前者は、三井逸友、近藤正幸が、後者は、竹田陽子が選任され、二〇〇一年四月環境情報研究院専任教員として採用されることになった。

この五名は、研究院では「社会環境と情報部門」に所属することとなり、また学府の担当科目は、鈴木邦雄が環境と技術革新（博士課程前期）、環境資源戦略論（博士課程後期）、竹田陽子が情報と技術革新（同前期）、同事例研究（同後期）、周佐喜和が企業と技術革新（同前期）、企業内及び企業間技術伝播（同後期）、近藤正幸がイノベーション政策（同前期）、R&D投資論（同後期）、三井逸友が地域ネットワーク政策（同前期）、同事例研究（同後期）であった。

新任教員のうち、竹田は、情報開示による経済システムの転換、情報システムの性質変化に直面する組織の対応と能力などに関する研究で業績をあげており、国際大学から転任してきた。著書に『プロダクト・リアライゼーション戦略―三次元情報技術が製品開発組織に与える影響―』（二〇〇二年）などがある。近藤は、イノベーション推進から見た国内外の大学発ベンチャーや民間企業と公的機関の研究開発評価などについて業績をあげており、高知工科大学からの転任である。著書に『大学発ベンチャーの育成戦略―大学・研究機関の技術を直接ビジネスへ―』（二〇〇二年）などがある。三井は、中小企業政策の国際比較や地域産業集積と産業政策に関する研究で業績をあげており、駒澤大学から転任してきた。著書に『地域インキュベーションと産業集積・企業間連携―起業家形成と地域イノベーションシステムの国際比較』（二〇〇五年）などがある。なお、経済学部が選任した教員については、希望がある場合、経済学部ないし経済系講義を担当することになっており、三井は比較中小企業政策を特殊講義として、近藤が大学院英語特別コースの講義をそれぞれ実施した実績がある。

国際社会科学研究所の 大学院重点化への模索

国際社会科学研究所の教員組織は、発足時、一八名が大学院専担で構成されていた。いわば中間のかたちとなっていた。そこで全員が大学院専担となる大学院完全局化が次の課題として意識された。二〇〇一年六月頃、若杉副学長より「国際社会科学研究所の講座等の整備について」が社会科学系の部長および関係者に提起された。その内容は、国立大学設置基準の弾力化が予定されるなかで、「経済学部・経営学部を本務とする教官定員のうち国際社会科学兼任教官分を、国際社会科学研究所を本務とし学部を兼任する教官定員に振り替える」というもので、教授三四名、助教授一七名の切り替えを行うとされていた。

この提案は三部局の了承を得て、ほぼその線に沿って、二〇〇二年四月に実施された。この措置によって、国際社会科学研究所担当教員のうちおよそ三分の二が大学院専任教員となった。しかし、概算要求を伴う措置ではなく、実質的な組織の拡充を図るためには、完全部局化を組み込んだ概算要求を実現することが必要であった。

この課題が実現するとすれば、国立大学の法人化前しかないとの認識に立って、全学的事項に係る概算要求の検討会の下に置かれた社会科学系ワーキング（田代洋一主査）が概算要求に取り組んだことは、すでに述べたとおりである。しかし、社会科学系概算要求の焦点が法科大学院（ロースクール）、ビジネススクールに絞られる過程で、取り下げられることになり、国際社会科学研究科は先にふれた「中間のかたち」で法人化を迎えることになった。

三 途上国支援プログラムの創設と発展

1. インフラストラクチャー管理学コースの創設

インフラコース 一九八九年にわが国の政府開発援助が世界一になって以来、開発途上国に対して従来からの**ス**の**創設** インフラ整備を中心としたハード分野の支援に加え、人的資源開発や保健衛生等のソフト分野への支援が求められていた。このような中で、日本からの特別基金（Japan Special Fund）を世界銀行が管理運営し、開発途上国の中堅管理職に修士レベルの教育研究環境を与える奨学制度が開始され、奨学金が個人に供与され人材育成が行われていた。そして、明治維新以来の日本の発展と戦後復興から奇跡の高度成長を遂げた日本の経験を活用するために、大蔵省と世界銀行は日本の大学をパートナー大学と位置付けて特別プログラムを実施することを検討し実施に移すことにした。

一九九三年六月に世界銀行経済開発研究所ゴラン所長が、文部省の斡旋により国際開発に関連する大学院研究

科を持つ五つの国立大学（東京大学、東京工業大学、名古屋大学、埼玉大学、横浜国立大学）を訪ねて、日本政府の資金供与に係る世界銀行特別奨学制度の下で、開発途上国政府からの留学生に対する修士課程プログラム開設の意向を打診した。これに興味を示した名古屋大学、埼玉大学、横浜国立大学に加え、筑波大学、早稲田大学及び慶應義塾大学に対し、同年九月に説明会が開催され、英語を使用して行う三つの特別プログラム、①インフラストラクチャー管理（インフラ管理）、②国際経済開発、そして③環境管理が提案された。

これを受けて、本学では部局長会議及び大学院委員会において、インフラ管理学の分野で世界銀行に対して提案を行う方針を決定し、評議会で承認された。その後、全研究科からの委員で構成される「世界銀行プロジェクト準備委員会」が同年一〇月に発足し、受け入れ部局を国際経済法学研究科とすることなどを骨子とする提案書を作成し、同年一二月に世界銀行へ提出した。

世界銀行は、この提案書を評価し、一九九四年三月にゴラン所長が来学し、本学提案の予算案の調整を行い、プログラムにおいて合意に達し、インフラ管理学プログラムは本学全体で一九九五年四月から六年間にわたり実施することの合意となった。

その後、本学の内部手続きに従い、評議会で承認を受けた後に、一九九四年八月に世界銀行加盟一六六カ国に対して募集要項と出願関係書類を配布した。同年一一月末に願書を締め切ったが、三〇カ国二三三名（うち女性二五名）の応募があり、締め切り後においても一〇〇名近い出願があった。本プログラムは二年毎に学生を募集するコーホート制をとり、第一コーホートは入学定員一〇名で、第二コーホートから一五名に増員された。同年一二月に応募者から二〇名を最終選考対象者として選抜し世界銀行に送付し、世界銀行が最終的な特別奨学金受給候補者のリストが送付され、奨学生が決定した。合格者の国別内訳は、中国二名、バングラデシュ、エチオピア、インド、イラン、ケニア、パキスタン、ルーマニアそしてベトナムが各一名の合計一〇名であった。

本プログラムの企画には数多くの教員が関係しているが、特に国際経済法学研究科の松田保彦と工学研究院の

柴山知也の関与に特筆すべきものがある。松田が世界銀行との交渉の窓口を務め、その結果、国際経済法学研究科がプログラム開始後の事務局となった。柴山は、東京大学において一九七八年から英語による大学院教育を開始した西野文雄の薫陶を受け、本学における英語による博士課程後期プログラムを立ち上げた英語による大学院教育のパイオニアで、その経験が本プログラムの提案書に遺憾なく活かされていた。プログラム開始時から現在に至るまで関与している教員は、社会科学系では国府田桂一、吉川武男、加藤峰夫、山崎圭一で、岡田靖夫は初代ディレクターとして七年間務めた後二〇〇一年三月に退官された。初代の運営委員長は工学研究院の関口隆だが同年定年退官されて、池田尚治に交代した。他研究科の藤原一繪、高野清治、玉野研一は現在に至るまで継続的に授業を開講している。

インフラコースの特徴

本プログラムの特徴は、すべて英語で授業も論文指導も行われるのは勿論であるが、全学挙げての協力体制の下で開設される画期的なもので、教育学、経済学、経営学、国際経済法学及び工学(第二プログラムからは環境情報科学も加わった。)の各研究科がそれぞれ提供するインフラ管理に関連する授業科目で構成され、また各研究科の教官による研究指導が行われた。そして、インフラ管理の実務を経験させるために、第二年次にインターンを経験させ、実学を学ぶ機会を与えている。

このようなプログラムは第一プログラムとして六年間にわたり行われ、二〇〇〇年に第二プログラムの提案書を世界銀行に提出し、更に六年間の第二プログラムが継続することになった。第二プログラムでは専門科目を四科目増やし、学生により広い選択肢を与えた。この間、運営委員長は工学研究院の石井六哉、塚本修巳、柴山知也に替わり、現在は田村明弘が務めている。ディレクターも岡田の後、天川晃、久留島隆に替わり、現在は池田龍彦が務めている。

現在までに八二名の修了者を出しており、そのうち九一%は自国に帰って、国の発展に貢献している。二〇〇七年に第二プログラムを終了する前に、世界銀行からもう一コースト延長してプログラムを継続してほしい旨

の要請があり、現在実施中であるが、二〇〇七年二月と六月にこれまでのプログラムの外部評価を実施した。その結果、インフラ管理学プログラムは極めて優秀でかつ成功したプログラムである旨の評価が下され、世界銀行から更なる延長をしたので提案書を提出するように本学に対して要請があった。これを受けて、外部評価で提案された改善点を組み込んだ新プログラムの提案書を作成して、世界銀行に提出したところである。

日本の発展はよく整備されたインフラを基盤にして、産業集積が起こり、産出された製品や半製品が、そのインフラを利用して更に発展するという好循環によるところが大きい。東アジアの発展も、同様にインフラの先行整備とその活用による恩恵が大きい。今後の焦点は、未だ遅れているアフリカや西アジアで如何にインフラを整備し管理すべきかであり、本プログラムの果たす役割は極めて大きいと言える。真に必要な人材を養成するために、更なる創意工夫を行いつつ、インフラ管理学プログラムを、これまで同様に全学レベルで運営し、開発途上国世界の発展に大きく寄与することになろう。

2. 英語による特別コースの発展

(1) 経済系プログラム

公共政策・租税(PPT)プログラム 大学院博士課程前期(修士)のMPE (Master's Program Conducted in English) プログラムは、一九九六年に開設されたPPT (Public Policy and Taxation: 公共政策・租税) コースが中核である。日本・世界銀行共同大学院奨学金を原資とするPPTは、我が国の人材開発ODAの一環として途上国の経済社会の発展への貢献を目指し、途上国の幹部候補公務員を留学生として受け入れている。このプログラムは、①留学生が自国と先進諸国との比較の視点から、②公共政策と租税についての基礎知識を習得し、③日本の租税行政システムと経験を実践的に学ぶことを目的としている。この成果のもとに、留学生が帰

国後に途上国それぞれの公共政策と租税システムの改善と近代化に尽力することが期待されている。このプログラムの特色は第一に、途上国の人材育成への我が国の貢献が言語によって制約されていることを考慮し、授業・論文指導等は英語によって行われる点、第二に、税務行政の実践的研修・フィールド調査等が国税庁・税務大学校のインターンシップ（税大ではプラクティカム）として行われる点である。なお、一九九六年―二〇〇一年は二年ごとに一〇人、二〇〇二年からは毎年五人を受け入れており、二〇〇七年度開始時点で二七カ国六〇人が修了・入学している。PPTコースは本学と世界銀行との契約により、少なくとも二〇一二年度の入学まで継続される。

米州開発銀行（IDB） 奨学生プログラム

PPTコース開設とともにそれに連携して設置された、同様の内容の随時受け入れプログラムである。中・南米からのPPT志願者が一定の成績要件とIDB (Inter-American Development Bank) による奨学金支給の条件を満たした場合に、MPEコースの一つとして受け入れている。実績は二〇〇三年度のペルーからの留学生一名であり、二〇〇六年度受け入れ予定者一名は辞退したが、引き続き随時受け入れの体制を維持している。

インドネシア政府派遣留学生（IGS）プログラム

一九八九年にインドネシア政府国家開発企画庁（BAPPENAS）を窓口にした海外経済協力基金（OECF）によって開始された対インドネシア円借款による人材開発ODA事業が開始された。一九九九年、第二期高等人材開発事業（PHRDPII）としてJBIC (Japan Bank for International Cooperation : 国際協力銀行) に引き継がれた際、これを原資に一九九九年度より二〇〇二年度まで、PPTと内容のカリキュラムのIGS（インドネシア政府派遣留学生）プログラムを博士課程前期に設置した。インドネシア財務省内国歳入庁職員を中心に毎年五人を受け入れた。卒業生の大多数はPPT卒業生とともに、帰国後インドネシア財務省で指導的な役割を果たしており、インドネシア政府内横浜国立大学同窓会の中核でもある。円借款の再編により二〇〇三年度より中断したが、二〇〇八年度からPHRDPIIIの

第三章 大学院重点化への取り組み

二〇〇二年度以降は、毎年五名受け入れ

入学年度 国別	一九九六年	一九九八年	二〇〇〇年	二〇〇二年	二〇〇三年	二〇〇四年	二〇〇五年	二〇〇六年	二〇〇七年	合計
中国	2	1			1				1	5
タイ		1								1
マレーシア	1									1
インドネシア		1	1		1	1	1	1	2	8
ベトナム	1								1	2
バングラデシュ					1					1
フィリピン	1		1	1		1		1		5
ネパール		1	1			1	1		1	5
インド	1	1		1						3
モンゴル	1		1				1			3
パキスタン					1	1				2
スリランカ	1		1							2
モルディブ			1							1
ブルガリア		1								1
エジプト			1							1
ケニア		1		1						2
ガーナ	1	1								2
エリトリア		1								1
ジンバブエ	1					1				2
シエラレオネ					1					1
スーダン			1							1
マラウイ			1	1			1			3
タンザニア			1					1		2
コロンビア								1		1
ブラジル		1								1
レバノン				1						1
ウズベキスタン							1	1		2
計(人)	10	10	10	5	5	5	5	5	5	60

【入学者国別集計】

一環として再開される。

世界関税機構奨学生 (WCO)プログラム

世界関税機構 (The World Custom Organization) が、財務省関税局と協力し WCO 加盟国の関税業務従事者の質的向上を目的として創設した日本—WCO 人材開発プログラムの一環として、二〇〇二年、前記 PPT プログラムの一部を利用した WCO プログラムを MPE コース内に設置した。財務省関税局によるインターンシップを含む。アジア・太平洋地域を中心とした途上国の三〇代前半の現役公務員を対象とし、二〇〇四年度までインドネシア、ベトナム、中国、ブータン、マレーシアから各一名計五名の修士号取得者を輩出したが、WCO の一年修士課程への方針転換に伴い二〇〇五年度の修了者をもって本プログラムは終了した。

インドネシア・リンケー ジ・プログラム (ILP)

前記 IGS プログラムと同様に JBIC 円借款を原資とする PHRDPIII の一環として、二〇〇六年九月、インドネシア政府関係機関職員を対象とした大学院リンケージ教育プログラムが開始された。ILP では、日本側大学とインドネシア側大学との協定に基づき、ガジャマダ大学、インドネシア大学の修士課程一年次に入学した政府関係職員を、上記両大学より一名ずつ、計二名本学博士前期課程二年次に毎年秋学期に受け入れ、本学で修士論文を執筆後、卒業時には双方の学位が授与される。ILP は本学では経済学を基礎としたプログラムとして MPE コース内に設置され、二〇〇七年一〇月より受け入れを開始した。

(2) 経営系プログラム

移行経済 プログラム

本プログラムは、日本政府が出資し IMF が管掌する奨学金制度に基づき、主に市場経済への移行過程にあるアジア太平洋諸国を対象に提供される大学院教育プログラムである。各スカラーは、各国財務省等の官庁、ないしは中央銀行等に所属し、将来政策形成に携わることが期待されている若手官僚

である。それぞれ、本プログラムの下で、日本の四大学院（横浜国立大学の他に、政策研究大学院大学、一橋大学、国際大学）において市場経済のもとで経済運営に不可欠な専門的知識を修得し、学位を取得することを目指してきた。主な目的は、持続可能な成長と開発を可能とする市場経済の管理運営に寄与できる人材の育成である。

プログラムの創設

本プログラムは一九九三年に埼玉大学（当時、現政策研究大学院大学）に設置された。

一九九九年に、実際のスポンサーである大蔵省（当時、現財務省）が本プログラムに競争原理を導入する意向を持つことを、経営学部大塚英作が担当者との会談において知り、教授会に持ち帰った。プログラムの目的は本学大学院の志向するところと合致すると判断され、プログラムへの参画がはかられ、大蔵省国際局国際機構課に対して申し出が行われた。大蔵省は、他に英語教育に実績のあった一橋大学および国際大学にも打診し、現在の四大学院による受け入れ体制に向けて調整された。

一九九九年末に、経営学部に移行経済プログラムワーキング・グループが設置され、各種折衝、内容の検討が進められる。二〇〇〇年七月の経営学部第五三七回教授会で移行経済プログラム委員会の設置が決定され、大塚がプログラム・ディレクターとして選出された。同年八月より翌二〇〇一年四月にかけて、本プログラムの統括実施機関であるIMFアジア太平洋事務所と四大学院との協力のもと、宣伝活動、書類選考、さらに面接試験が行われた。二〇〇一年二月経営系委員会に運営委員会が設置される。次いで、同年六月にはインターナショナル・プログラム・オフィスが設立され、本プログラムの事務全般、学生サポートを行う体制が完備される。これらの準備のもと、同年一〇月最初の入学者として一〇名のスカラーを受け入れるに至る。

プログラムの概要

二〇〇一年一〇月より、一年おきに一〇名のスカラーを受け入れ、二年間の大学院教育を提供している。スカラーは経営学専攻あるいは会計・経営システム専攻に所属し、修了時に修士（経営学）を取得する。二〇〇三年修了者出身国はカンボジア（三名）、中国（二名）、カザフスタン（二名）、ラオス、モンゴル、ミャンマー、二〇〇五年はカザフスタン（二名）、キルギス（二名）、モンゴル、ミヤン

マー、ベトナム、ウズベキスタン、インドネシア、カンボジア、二〇〇七年はカザフスタン（二名）、中国、ラオス、モンゴル、シヤンマー、ベトナム、ウズベキスタン、キルギス、インドネシアである。

初年度一学期は主として、数学、IT、日本語、英語などの基礎科目を履修し、二、三学期には専門科目を履修する。この専門科目は、Mathematics for Optimal Planning, Information Management, Data Analysis and Econometrics, International Business, Legal Foundations of Market Economy, Fiscal Policy, Practical Econometrics, Economics of Competitive Market, National Economy, Companies in Market Economy, Accounting in Market Economy, Budget Management, Management Policy, Financial Management, Industrial Policy 等の科目で構成される。三、四学期は論文執筆に費やられる。論文題目としては、The Introduction of Inflation-linked Bonds for Individuals in the Kyrgyz Republic 等、各スカラーの職務に即した実践的なテーマが選択されている。

(3) 国経法系

JICAプログラム 通称JICAプログラム（正式名称は「法制度整備支援プログラム（英語名はLegal Studies Gramの創設 and Development Program: LSDP）」は、JICA（国際協力事業団：当時）からの強い要

請を受けて国経法系が二〇〇〇年度からスタートさせた英語特別プログラムである。LSDPは移行経済及び復興経済のプロセスにある諸国における法整備を支援するための留学生プログラムであり、これにより横浜国立大学はわが国における英語による法学教育の拠点校として、名古屋大学・九州大学とともに名前を連ねることになった。LSDPの発足をめぐっては教授会で幾度も議論が重ねられた。その結果、国経法における開発協力コースの伝統、世界銀行IMPプログラムの経験、留学経験を有し英語で講義ができる教員の存在といった点を総合的に判断し、JICAプログラムの受け入れが決まったものである。LSDPの具体的なカリキュラムについては教務委員会を中心に検討が重ねられ、最終的に専門科目一四単位、ゼミ（研究指導）一二単位、セミナー＆ワー

クシヨップ四単位、英語二単位、の合計三二単位から成るカリキュラムが完成した。ここには日本法の基礎を理解するための「日本の開発経験」というオムニバス科目も盛り込まれた。

第一期生は七名であり、内訳は留学生支援無償事業による留学生が二名（いずれもウズベキスタン）と、長期研修員事業による留学生が五名（カンボジア、中国、ミャンマーが各一名、ベトナムが二名）であった。彼らは二〇〇〇年一〇月に研究生として入学後、二〇〇一年四月に修士課程に進学し、二〇〇三年三月に全員が修士課程を修了した。第二期生の七名は、留学生支援無償が四名（ウズベキスタン二名とカンボジア二名）、長期研修員が三名（モンゴル、ミャンマー、中国各一名）である。そして第三期生の七名については、留学生支援無償がラオス、カンボジア、バングラディシュから四名、長期研修員が中国から三名と参加国の顔ぶれが拡大した。しかし、JICA長期研修員の受け入れはこの年度が最後となり、これ以降は留学生支援無償事業（現在の名称は「人材育成奨学計画」）に一本化されることになった。

法と公共政策 その後、LSDPは二〇〇四年度に「法と公共政策コース (Law and Public Policy : LPP コースへの拡充 P)」に拡充され、現在に至っている。LPPへの改革は、対象国を移行経済国だけでなく、

アジアの開発途上国にも拡大するために行ったもので、新たに「公共政策コース」(定員三名)を追加して、全体の定員を一〇名としたものである。その際に二つのコースの特徴を明確にするため、選択必修科目(指定した四教科から二教科を履修)を設けるというカリキュラムの改訂も同時に行った。また、国経法教員の協力を得て専門科目の拡充を図り、LPPの専門科目は合計で一九科目となった。これだけの英語科目は、わが国の法律系大学院の英語プログラムとしては他に類を見ない充実したものといえよう。

LPPの第一期生(通算では第五期生)は二〇〇五年度から受入を開始した。その内訳は、法律コース九名と公共政策コース二名の合計一一名である。公共政策コースでは初めてインドネシアからの二名の留学生を受け入れたが、残念ながら外務省の方針でインドネシアは留学生支援無償の対象から外れることになった。そのため二

〇〇六年入学の公共政策コースはフィリピンから受け入れることとし、法律コース八名、公共政策コース二名の合計一〇名が入学したところである。

最後に、JICAプログラムの修了生について少し触れておきたい。LSDP・LPPは、途上国の若手行政官を対象とした修士プログラムであることから、修了生には母国の法整備支援に高度専門実務家として貢献することが期待されている。留学生支援無償事業及び長期研修員事業をモニターしているJICE(国際協力センター)によれば、本プログラムの修了生は母国で立派に活動しているとのことであり、喜ばしいかぎりである。また、いったん帰国後、高い志をもって再来日し、国際社会科学研究科博士課程後期に入学した留学生も六名を数えており、すでに二名が学位を取得している。

二〇〇七年度からは、カリキュラム改正に伴い、日本人学生もJICAプログラムの講義を受講し単位を修得できるようになったことから、今後ますます国経法において法学教育の国際化が期待されるところである。

四 法科大学院、ビジネススクールの創設

1. 法科大学院の創設

法科大学院 二〇〇四年四月一日、法科大学院…専門職学位課程法曹実務専攻が、国際社会科学研究科の一種の性格 専攻として開設された。

法科大学院制度は、二〇〇四年度から始まった新しい制度で、司法制度改革の一環としての性格と、大学院制度改革の一環としての性格を有するものであるが、本学は、制度開始とともに、それを設置した。

司法制度改革は、増大する現代社会の法的需要に適切・迅速・公平に対応し、国民の信頼に基礎づけられた国民に身近な司法制度の構築を目指すものであり、それによって法に支えられた安全で安心な社会を実現することを期待するものである。そこでは、裁判員制度の導入といった国民の司法参加などとともに、司法を支える法曹人口の拡大と、そのための法曹養成制度の改革が考えられた。

具体的には、二〇一〇年頃には司法試験合格者数を年間三〇〇〇人程度と大幅に増大することを目指し、そのために、法科大学院を設置し、法科大学院・司法試験・司法修習を有機的に連携した法曹養成を行うこととされた。それまでは大学・司法試験・司法修習がそれぞれ点として個別に機能してきた法学教育を法曹養成の「プロセス」として再構築するものであり、理論と実務を架橋する法科大学院の新たな教育内容の修得、法科大学院修了を司法試験受験資格とし、またその新たな教育内容によって司法修習期間の短縮も可能とするものであった。

法科大学院は、法曹に必要な資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的な法律知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力、職業倫理を修得させる中核的な法曹養成機関とされた。そして、現代の複雑化し高度化した法的問題の解決には、医学、先端科学技術など法学以外の専門的知識を有する法曹の養成も必要とされるため、法学部以外の出身者、豊富な社会経験を有する社会人にも広く門戸を開くことが要請された。

大学院制度改革は、社会経済の高度化、複雑化、グローバル化等を受けて高まった、大学院における高度専門人養成に対する期待に応えようとするものであり、専門職大学院制度がその具体的制度として考えられた。それは、特定の国家資格を要する職業につく場合だけでなく、職業人の継続教育・再教育の機会の提供などによって特定の高度な職業能力を有する人材の養成を含むものであるが、教育の結果としてのキャリアアップが最も明瞭

に現れるのは専門資格と結びつく場合であり、法曹という専門職資格取得の前提となつた法科大学院は、専門職学位課程制度の主要な一翼を担うことが期待された。ここでは、実践的な教育が目指されることから、相当数の実務家教員の配置が要求された。それにより、理論と実務の架橋が可能とされた。

法科大学院は、三年の履修を基本とし、既に一定の基準に到達していると判断されれば一定科目の単位を修得したものと認定し、二年で修了することが可能となる制度で、修了によつて、法務博士の学位が与えられるものである。

法科大学院開設 の背景と経緯

法科大学院制度に関する議論の検討が公にされたのは、一九九九年であつた。本学はこれに対し、法律系の教員を中心に直ちに反応し、検討を開始した。当時、本学大学院における法学教育の課題・将来の発展方向は、ふたつではないかと一定数の教員の間で共通に認識されていた。

ひとつは、国際化の一層の進展、途上国援助の拡大とともに高まった、留学生に対する法学教育の量質両面にわたる充実、特に英語による法学教育であつた（この面については別項目参照）。

もうひとつは、昭和五〇（一九七五）年代の法学部設立構想が転じて一九八八年に設立された国際経済法学研究科の養成してきた企業法務などに従事する専門職業人を、どのようにして、より社会的認知度の高い、より社会的ニーズに適合した人材として高度化して供給するかということであつた。国際経済法学研究科は、実践的な教育の前提として当然に、そのために必要な高度な理論的な教育研究を行つて研究者を養成し、また法曹も輩出してきたが、その他の修了生の法務関係職への就職の向上、国際経済法学研究科に対する社会の認知度の向上のためには、更に付加価値が模索されていた。また、国際経済法学研究科構想当時から、当時の設置情勢から採用することとした特化された内容（国際経済法学研究科の項参照）とは異なり、「経済」と「国際」という特色付けはしながらも、伝統的な法学教育を基礎にしつつロースクールに近い内容として構成する考え方も、副次的に存続していた。

そのような状況下で、法科大学院制度の議論が明らかにされた。そこでその機をとらえて、法科大学院設立の準備が始まったが、当初は、全国に設立される法科大学院数の制限情報などもあり、実現可能性との関係で作業は着実でなかった。しかしその後、見通しに不透明なところはあったが、学内外の可能性の広がり過程で、法学法科大学院の実現の必要性を訴えるべき内容として、次の特色を骨子とすることが次第に固まっていた。

第一に、法学法科大学院は、法学部を有しない、法科大学院制度の参考とされたアメリカのロースクールに最も近いタイプの法科大学院であるということである。

第二に、法学部をもつ他の法科大学院が法学部出身者を中心にしつつその他の者も受け入れるのに対し、法学法科大学院は、既に国際経済法学研究科で広く法学部以外の出身者を受け入れ法学教育を行ってきた実績を背景に、法学部出身者よりも他学部出身者・社会人に一層広く門戸を開く法科大学院とすることである。

第三に、法曹間の顧客競争を迎える時代に勝ち抜いていける特色のある法曹を養成するため、国際経済法学研究科時代からの教育研究実績に基づいて、「経済」とりわけ租税法務に強い法曹と、「国際」とりわけ国際的企業法務に強い法曹の育成に努める内容とするということである。

第四に、理論と実務の架橋という法科大学院の性格を制度的に確実なものとするため、また、伝統的な法曹の類型である市民生活に密着した法曹の養成という基本的要求にも応えるため、横浜弁護士会との組織を通じた有機的な教育連携をはかるということである。

この骨子に基づいて、入学者選抜の方法、カリキュラム等教育内容・方法、成績評価・修了認定の方法といった教育に関する事項の検討と決定、それを実施する教員組織に関する事項に関する検討と決定、それらに関する横浜弁護士会との協議、それらを背景に行う学内外・社会各層各層への説明と協力依頼、それらをもとに行う文部科学省との協議、教員確保、施設整備などが、系長のもとでロースクール開設準備委員会のメンバーを中心にして行われたが、法律系教員全員の協力によって作業は進められた。

車の両輪——国際関係法専攻

法科大学院法曹実務専攻の教育に関する事項については、その詳細は資料に譲り、ここでは、もうひとつの法律系の専攻である国際関係法専攻との関係について触れておくことが必要であろう。法科大学院である法曹実務専攻ができるまで、国際関係法専攻は、法曹実務専攻の前身である経済関係法専攻とともに、それぞれの専攻の教育に必要な科目を提供しつつ、一定の範囲で相互に教育を補完しあい、留学生に対する研究指導もそれぞれ実施してきた。英語による法学教育も共通に実施してきた。この協力関係は、法科大学院が設置されて以降も制度的制約のもとでもできる限り維持されることが期待されるものである。また、国際関係法専攻は専攻自体としても必要な教育を提供し質の高い学生を輩出して發展を維持していく必要がある。両専攻は車の両輪として、協力し合いながら進展していくことが、法律系全体にとって活力と調和を維持するために必要であり、そのことが設置にあたっても自覚されてきた。

法科大学院設立にあたっては、憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法といった法律基本科目の担当教員を共通に法曹実務専攻の専任教員とする必要があったことから、国際関係法専攻はそれ以外の法律分野・社会科学分野の教員で構成されることとなった。

そこで、国際関係法専攻の法曹実務専攻への参加と協力は、法曹実務専攻の展開・先端科目の担当と国際関係法専攻科目との共通化によって行われた。しかしながら、法曹実務専攻からの協力には、制度的な制約や法曹実務専攻の教育負担の重さから一定の制限が避けられなかった。英語による教育は、担当可能な教員に一定の制約があり、従来どおりでなければ維持できないため法曹実務専攻教員の一部も協力する実施体制が確保されたが、通常の院生教育においては、法曹実務専攻の教員による院生の研究指導はできず、開講科目への参加を国際関係法専攻の学生に認めることも不可能であった。そのことは国際関係法専攻の入学希望者数、特に留学生の志願者数に影響した。それは法曹実務専攻の志願者数と比較して、両専攻の調和にも影響を与えかねないことであった。そこで、国際関係法専攻について予算を割いて各種メディアを通じた積極的なPRを行うとともに、法科大学院

開設後三年を経て教育内容・方法に落ち着きと若干の余裕の出てきた担当者による新規科目の提供をおした協力が試みられた結果、改善の傾向が見られはじめ、車の両輪が従前のように回ることが期待されている。

三位一体と三系 教員組織の決定に関しては、前項で述べた国際関係法との教員張り付きの変更もさることながら、経済系・経営系との関係に触れることが不可欠である。

法科大学院設置計画の文部科学省への実現要求は、単独で行われたわけではない。法律系大学院は既に独立の研究科ではなく、発展的に解消され、経済系、経営系とともに、国際社会科学研究所という博士課程前後期から成る研究科の一部として構成されていた。そして、当時課題となっていた教育人間科学部の改革から生じる影響を考慮しつつ、経済系、経営系もそれぞれ大学院の教育研究に関して発展計画を探っていた。三系から成る研究科は、相互に発展し、協力し、更に発展するという方向が期待されていた。そこで、経済系は国際社会科学研究所を研究院と学府とに分離して研究の高度化を図る完全部局化、経営系はビジネススクール、法律系はロースクールという、三つの目標を三位一体として同時に要求し、国際社会科学研究所全体で発展できるよう、文部科学省との折衝に当たった。大学全体としては、大学院重点化に対応した発展計画があり、その一環に位置づけられた。しかし、二〇〇二年度を中心に、一年以上にわたり文部科学省と国際社会科学研究所との話し合いがもたれる過程で、二〇〇三年になると最終的には、二〇〇四年度には、新しく発足する法科大学院制度に対応して、法科大学院の設置だけが認められることとなった。

新組織の設置には、それまでの組織改編が不可欠である。それまで法律系は固有の専攻として、国際社会科学研究所に、経済関係法専攻と国際経済法専攻という二つの博士課程前期課程（修士）と、国際経済法学研究所という博士課程後期課程（博士）の三つの専攻を構成していたが、博士課程後期課程の教員組織は博士課程前期課程の教員が兼任によって構成されるものであったため、経済関係法専攻を法曹実務専攻に改組してそれを法科大学院とするとしても、経済関係法専攻の教員だけでは、法科大学院設置に必要な専任教員数に十分でなかった。

国際関係法専攻の教員のうち法科大学院の基本科目を担当する教員を移動させても、専攻を消滅させ国際社会科学研究科の存立基盤をゆるがせるという結果をもたらすだけで、法科大学院の専任教員数の確保としては十分でなかった。それは、国際経済法学研究科設置以来、法律系の専攻がその所属専任教員だけでなく、法律系専攻設置を主導しその母体となった経済学部経済法学科の法律系教員の兼担、協力講座としての参加に支えられていたためであった。

そこで、教育人間科学部を含めた大学全体の改革の方向が定まらない中ではあったが、経済学部の決断によって、経済法学科の教員の法科大学院専任教員への振替が行われた。そのことは、同時に経済学部経済法学科の解消を伴う組織改編を意味したが、経済学部の協力の下にこれが行われた。経営学部からも、協力講座教員ポストの移管が行われたが、幸い組織変更を必要とする数ではなかった。

このような三系間の協力による発展は、それ以前にも歴史があり、それに支えられていたと考えられる。国際社会科学研究科を設置したときには、新たな博士課程後期を有する新研究科を設置するために、経済系および経営系は修士課程部分を学部から切り離して新研究科の専攻の一部とすれば足り、本体の経済学部・経営学部は独立の部局として存続したが、法律系は、新研究科新設のスクラップの対象として国際経済法学研究科という独立固有の組織を解消し、系固有の組織を失うという形で協力を行っている。更に遡れば、国際経済法学研究科設置のときには、経済系および経営系から組織変更を伴わない限度での一乃至二の法律系ポストの移管という形で協力が行われている。古くは経営学部の経済学部からの独立も、広い視野で見れば、そのような発展のための協力とも理解される。

このような協力関係を背景に、経済法学科に代わって経済学科内に置かれた法と経済コースのために経済学部が必要と判断した法学教育については、従来経済法学科が提供してきた以上の授業科目の担当を法律系が提供している。また、経営学部が責任部局であった全学の教養科目についても法律系が責任部局としてその責務を負い、

経営学部自体に必要な法律科目の人的手当ても法律系が実施するという、協力関係を築いている。

横浜弁護士会 の全面的協力

横浜弁護士会とは、構想当初の二〇〇〇年から横浜弁護士会ロースクール委員会を通して、開設科目、協力可能科目、派遣教員などについて、協議を重ねた。その結果は、カリキュラムや授業内容・方法に反映され、また、法科大学院開設と同時に、経験豊富な卓越した実務家専任教員（教授）三名、客員教授一名の派遣協力を得、展開先端科目の六科目の開講と非常勤講師の派遣協力を得るに至った。また、ローヤリングという名称の派遣弁護士事務所における学生の実地研修では、該当学年全員の受け入れを可能にする数の弁護士事務所の協力を得た。横浜地方裁判所および横浜地方検察庁における業務見学・討論の仲介など、多方面にわたる幅広い協力も加えて、全面的な協力を得ている。

なお、裁判所からは開設年度当初から非常勤講師として民事裁判官の派遣を得、法務省からは二〇〇五年度から専任教員（教授）の派遣を得るに至っている。

学内外・社会各界各層 への説明と協力依頼

学内に対する設立構想の説明と協力依頼は、部局長懇談会・部局長会議、概算要求委員会などを通じて、構想の初期から設立まで、折に触れて行われ、学長・理事会および各部局からそれぞれの立場に応じた協力を得た。

学外の各界・各層への説明と協力依頼は、まず、「横浜国立大学法科大学院構想について」と題するシンポジウムをランドマークタワーで開催し、法曹三者および他大学法科大学院構想責任者などをパネリストおよび聴衆として招き、構想について好意的な評価を得るとともに、披露された意見を後の検討に役立てた。自治体に対しては、神奈川県・横浜市・川崎市を中心に関係教員が説明と協力依頼に赴き、経済界に対しては、横浜商工会議所を中心に説明と協力依頼を行った。同窓会に関しても、富丘会に対しては、奨学金の創設など具体的な依頼を含めて協力依頼を行った。

志願者に対する説明会は、学内と学外でそれぞれ二回程度行い、以降も毎年ほぼ同様に実施している。

教員確保と施設整備

法科大学院制度開始二年前頃の二〇〇二年には、設置を目指す各法科大学院において教育を実施するために必要な適任の担当研究者教員の争奪が激しくなり、本学においても法曹実務専攻専任教員として他大学から新たに八名を採用した。更にその過程で、他大学への転出者を補充する教員として二名の教員と、文部科学省からの基準の明示によつて分野構成上更に必要となつた教員など二名を採用した。その過程で、法律系専攻における車の両輪がうまく回転するように、法科大学院では展開先端科目を担当し、国際関係法専攻では英語による教育も担当することが可能な国際関係法専攻の専任教員も、新たに三名採用した。そのため、法曹実務専攻の教員定員数の不足が不可避となり、経済学部から一名分を五年間、全学枠から一名分を三年間貸与してもらえよう協力を仰いだ。

また、法科大学院においては、これまでの大学院とは異なり、受講者規模が講義科目で五〇名、演習科目で二五名となるため、大学院の教室では収容が不可能となる事態が生じることが確定的であつた。しかしながら、法律系は学部を持たない大学院固有の組織であるため、適切な教室の確保が独自では不可能であつた。また、一年五〇名、三力年で在学生が一五〇名に及び、その専用自習室・自習机が必要とされたが、従来の大学院定員を大幅に超過するため法律系では自前のスペースの確保が不可能であつた。しかし、新規の建物要求は不可能であつたため、組織再編に伴う資格面積の見直しは当面行われにくい状況を見通しながら、まず国際社会科学研究所全体のスペースの調整でやりくりし、それでもなお不足するスペースに関しては、教室については経済学部から五〇人相当の教室を一つ、経営学部から二五人相当の演習室一つを借用し、自習室については経営学部から五〇人相当分のスペースを借用することでのぐこととなつた。その間、必要な予算的措置の不足については、学長・理事会などの判断により、プロジェクトベースで配分される全学の予算からの協力によつてしのぐこととなつた。資料室スペースの不足は、解消されていない。そのため整備すべき資料の収集も一定の限界にとどまっている。電算室のキャパシティも限界を超えている。模擬法廷は今もなお、毎年その都度授業の期日に限って設置する

状況にとどまっている。

設置認可と入学試験等の実施 以上の経緯を経て、二〇〇三年六月三日付で提出された設置計画に基づいて、同年一月二十七日に、法科大学院の設置が認められた。

それを受けて、二〇〇四年四月一日開設のために、二〇〇四年度入学試験として一月に論述試験が、二月に口述試験が行われた。募集人員五〇名に対し、九七〇名が応募し、六八名が合格し、五〇名が入学した（入学当初からの休学者を除く）。うち、三月に実施された既修者認定試験で、一名が二年修了の可能な既修者として認定された。入学者のうち、法学部以外の出身者の数が法学部出身者の数を上回り、社会人の比率が七割を超え、法学部以外の出身者と社会人を合わせると八割以上となり、女性比率は四〇％に達した。

四月六日の大学全体の入学式に先立って、開設の日四月一日にガイダンスが行われ、引き続き直ちに授業が開始された。開設記念式典は、六月二四日に、ベイシエラトンホテルにおいて、文科省官房審議官、横浜地裁所長、横浜家裁所長、横浜地検検事正、横浜弁護士会会長、地元選出国會議員、自治体首長（代理）、経済界代表、税理士会・司法書士会など隣接法律職団体の代表などを来賓に迎え、法務省特別顧問、法律系名誉教授の祝辞を仰いで、挙行された。

二〇〇五年度入学試験は、A日程とB日程に分けて行われた。その背景のひとつは、法科大学院入学者・修生と新司法試験合格者の比率に対する情勢の変化である。二〇〇四年度入学試験までは、法科大学院の修了者の七、八割が新司法試験に合格し法曹資格を得られるよう制度が考えられそのように喧伝されていたが、二〇〇四年度開設校が六六となり定員が約五〇〇〇名になったため、合格率が五〇％以下になる旨報道された結果、社会人や法学部以外の出身者の出願が激減し母集団の潜在能力が低下することが予想されたことから、これに対応するために、既修者認定試験と同時にB日程入試を実施し、定員の一〇名を学習が一定程度進んでいる法学部出身者等をもって確保することが必要となったことにある。もうひとつは、上記の合格率予想の変化以前に受験し入

學した二〇〇四年度入學者の相當數に当初學習の厳しさに對する姿勢の甘さと勉強量の不足が目立つたため、既に自覺と勉強の進んでいる學生の入學が一定數必要なことが認識されたことである。その結果A日程は定員四〇名として実施された。A日程は、一月に論述試験が、一二月に面接試験が行われた。三七〇名が出願し、四〇名が合格した。二月に行われたB日程では、八七名が出願し、三一名が合格した。入學者は五二名（入學当初からの休學者を除く）、内既修者一六名であつた。この年は、入試制度變更についての受験者への情報浸透が十分でなく、予想した結果と乖離した。法学部以外の出身者の比率が二〇%台となるなどA日程受験者の母集團の變化も大きかつた。

二〇〇六年度入試は、前年度と同じ時期に行われ、A日程募集人員四〇名に對し、出願者四一五名、合格者五二名、B日程募集人員一〇名、出願者二一〇名、合格者一五名で、入學者は五二名（入學当初からの休學者を除く）、うち既修者は一一名であつた。受験者への情報浸透も進み、予想した結果となつた。

二〇〇五年度には、二〇〇六年三月二四日に法科大学院最初の修了式が、横浜地裁所長、横浜家裁所長、横浜地検検事正、横浜弁護士会会長を來賓に迎えて行われ、一〇名の修了生が誕生した（入學した一一名のうち一名は在學中に旧司法試験に合格し退學していた）。この修了生は、五月に第一回の新司法試験を受験し、五名が合格した。

二〇〇七年度入試は、前二年度と同じ時期に行われ、A日程募集人員四〇名に對し、出願者五三一名、合格者五六名、B日程募集人員一〇名、出願者二三四名、合格者一二名で、入學者は五八名（入學当初からの休學者を除く）、うち既修者は一〇名で、入學辭退者が少なかつた点を除き、予想したとおりであつた。

二〇〇六年度の修了式は、二〇〇七年三月二三日に行われ、第一期の二〇〇四年度入學の未修者と第二期既修者のうち三九名が修了した（一六名は予定年限で修了認定に至らず留年となつた）。この修了生のうち三三名は、第一回新司法試験で不合格となつた前年度修了生五名とともに、第二回新司法試験を受験した。前年度修了生五名のうち四名が合格し、その年度の修了生は九割が合格に到達した。他方、この年度の修了生の合格者は九名に

とどまり、次年度以降の奮起に期待がもたれている。

新司法試験の合格率の一定の確保は、法科大学院が法曹養成の機関である性格上必要なことであるが、他方、その確保のために受験予備校と変わらない教育内容・方法に偏することは現に慎まなければならないし、そのように制度上要請されている。試験に出題される範囲と難度を絞り込んで、その範囲での書き方の修練を積んで受験技術を高めることだけに集中する方式は、一見効率的に見えるが、法科大学院での学習到達度の達成に四苦八苦な学生には不可避なようにも見えるが、限定された範囲を超えた問題、一步踏み込んだ思考を必要とする問題、新しく生じた問題に対応する、本来法曹に必要とされる能力の涵養の妨げになり、狭い視野は、専門的知識・判断以外に法曹に必要とされる資質を育成する道を自ら狭めかねないものであるため、多様な学生の質にに応じて、法科大学院教育のあり方は、常に模索の過程にあるといつてよいであろう。各法科大学院に出席し入学する学生の学習能力・法学学習経験・学習可能時間には相当の差異があるため、単純な比較は本来困難である中で、しかし一定の結果を達成していくことが期待される関係でも、法科大学院教育のあり方は、常に茨の道であり続けるであらう。

なお、二〇〇四年開設後、法科大学院は、外部資金の導入に関しては、法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムに応募した『持続可能な実務教育体制と教材開発——横浜モデル』の導入——というプログラムによって、二九九九万円の交付を受けている。

2. 横浜ビジネススクール（YBS）の創設

ビジネススクール 二〇〇四年四月に、ビジネススクールの開設（横浜国立大学大学院国際社会科学研究科博士
クルールの創設 課程前期経営学専攻、会計・経営システム専攻における専修コースの開設）が認められた。経

営学専攻マネジメント専修コース六名、会計・経営システム専攻ファイナンス・アカウンティング専修コース六名、合計学生定員一二名のビジネススクールが開設されることとなった。

専修コースでの大学院の設置においては、カリキュラムの編成が一つの重要な課題であった。二名の教官による演習（ワークシヨップ演習・プロジェクト演習）を中心とするカリキュラムの編成を行った。それ以上に問題であったのは夜間にビジネススクールを設置した際の場所であった。文部科学省との交渉においても、常に場所については言及された。そこで溝口と山倉は協力し場所の選定にあたった。それに関しては二木健夫氏（現、西区长）をはじめとする横浜市役所の方々および三菱地所の助力により、最終的にはアンケートでも設置希望の多かったランドマーク一八階にビジネススクールを設置することができた。二〇〇三年九月の教授会の了解を得て具体的準備を進めた。一八階のパーティーション等の整備は、飯田学長からのサポートおよび富丘会からの援助に負うことが極めて大きかった。それと並行し、二〇〇三年一〇月の専修コース準備委員会では、カリキュラム、入試、PR、サテライトキャンパスの活用などが集中的に検討された。カリキュラムでは授業科目・担当者の確定、演習担当者の決定・時間割の作成が行われ、入試関連では選抜期日、選抜方法、試験科目等の決定募集要項および出願書類の作成が行われた。第一回の入試が二〇〇四年二月に無事に行われた。第一回の入学者はマネジメント専修コース一〇名、ファイナンス・アカウンティング専修コース七名であった。当初の予測を超える五〇名以上の志願者があった。

開設趣旨と特徴

専修コースの開設の趣旨は設置計画書によれば、次のとおりである。

経営学専攻、会計・経営システム専攻は、経営学研究科の時代から通算して三一年の歴史を持ち、主に学部からの新卒学生を対象に高度職業人教育を行ってきた実績がある。また、社会人実務家教育に關しては、一四条特例に基づいて合計八年間の実績を有している。

「新卒生と留学生」と「社会人」とでは、その目的や関心も異なっており、とりわけ社会人のニーズに積極的

第三章 大学院重点化への取り組み

に対応することが求められている。アンケート調査でも専門的かつ体系的な社会人実務家教育が強く求められており、社会人に対する本学への期待は一層高まっている。さらに、就学の利便性が図られれば入学を希望する社会人は多いといえる。

横浜に開設するのは、横浜が東京所在の企業に勤務する人材の居住地であるとともに、京浜工業地帯の一翼を担う事業所立地だからである。本コースは、横浜在住の企業人材をターゲットとするともに、横浜勤務の企業人材の就学機会を積極的に応えるものである。

先行するほかの大学との差別化を意識しつつ、本学でしか学べないユニークな、知識統合型のマネジメント専修コース、知識深化型のファイナンス・アカウンティング専修コースを夜間に開設し、横浜方面在住・在勤の社会人の再教育機会を提供する。

現行体制

博士課程前期

経営学専攻

定員二四名

会計・経営システム専攻 定員一二名

合計

三六名



新体制

経営学専攻
うち、マネジメント専修コース

定員三〇名

六名

会計・経営システム専攻
うち、ファイナンス・アカウンティング専修コース

定員一八名

六名

合計

四八名

専修コース（横浜ビジネススクール）は、経営学研究科の時代から通算して三二年の歴史と実績を踏まえ、そこで蓄積されてきたリソースを最大限活用して、近年大きく高まる社会人実務家教育へのニーズに応えたものである。

専修コースには「マネジメント専修コース」と「ファイナンス・アカウンティング専修コース」が置かれている。前者は企業活動の全体的統合化に必要な知識を持つ人材養成を目指し、後者はファイナンス分野、なかでも企業年金問題に関する専門知識を持つ人材養成を目指している。

多くの大学がすでにビジネススクールを開設している中、特定の領域で専門知識を深めるコース（ファイナンス・アカウンティング専修コース）、企業のさまざまな活動に関する知識をふまえ、それを統合するための知識を得るコース（マネジメント専修コース）の二つを並べたプログラムを設定している。

京浜工業地帯の一翼を担う横浜、交通のネットワーク・ノードである横浜を意識し、横浜ランドマーク・タワーにキャンパスを設け、就学しやすい環境づくりに努めており、開講時間も特に平日は18…50…21…00という一時間制限をとった。

横浜ビジネススクールの特徴は次の四点にまとめられる。

(1)徹底した少人数による研究

受講生と教官がハイタッチにコミュニケーションし、学びあう…そこから今後の日本企業を考える新たな知識を生み出していく。各コース六名程度とし、少人数でそれぞれの個性が活躍の場を創造する。

(2)就学しやすい環境

京浜工業地帯の一翼を担う横浜、交通のネットワーク・ノードである横浜を意識し、横浜ランドマーク・タワーにキャンパスを設けて、社会人の方が研究しやすい環境づくりに努めている。

(3)演習の重視

二年間を通じて特定のテーマをグループでじっくりと研究するのがワークショップ演習・プロジェクト演習である。各領域を専門とする教官二名がタッグを組んで研究指導にあたる、新しい演習方式である。講義科目で学んだことを最大限活用させることも狙いである。こうしたグループワークの成果は報告書と

してまとめられる。

(4) コース間のクロスオーバー履修ができる

各コースそれぞれで開設されている講義科目は、相互に履修可能としている。コース間で高い垣根はつ
くらず、二年間で私たちのリソースを最大限活用することを可能とするものである。

二つのコー スの概要

横浜ビジネススクールは、次の二つのコースから成っている。

(1) マネジメント専修コース

「マネジメント専修コース」は、全体的なマネジメントに必要な統合化知識を修得・体得した人材の養成を目指すコースであり、営業・技術・生産等の専門知識を踏まえつつ戦略的構想力をもつスタッフや次代のエグゼクティブを育成する知識統合型の教育を行っていく。専門的な知識を統合し、戦略的視野に立つて企業活動の全体最適化を企画できる人材を養成することが、日本企業にとって重要である。これに込めるのが「マネジメント専修コース」である。本コースは、これまで各自の業務を通じて蓄積してきた専門知識にインターフェイス設計、活動の全体最適化という統合化能力をアドオンさせ、再び実務現場に戻ってもらうことを狙いとする。当コースを修了することにより、すぐに対象となる職種は、経営企画や事業企画、プロダクト及びプロジェクト・マネジャーといった、部門横断的な発想が重要となる企画専門スタッフ職や管理職である。

(2) ファイナンス・アカウンティング専修コース

「ファイナンス・アカウンティング専修コース」は、人口高齢化の中で課題となっている年金に焦点を当て、年金の制度と運用の両方に通じた年金の専門家や、年金のことが解る運用や財務の専門家を育成することを目指している。本コースでは計量分析やファイナンス、会計などの基礎科目から始めて、年金制

度や年金数理、また年金運用や財務戦略などの専門分野を取得し、さらに演習を通して実践的問題を議論している。年金を軸にして制度や運用、財務や会計がいかに有機的に関連しているかを体系的に学習する。信託銀行や生命保険会社、投資顧問会社など年金または運用関連の業務に就いている者、あるいは事業会社などで年金を含めた経理・財務に関連する業務に就いている者で、それらの分野で専門家を目指す人をターゲットとしている。

入試は提出された書類にもとづく口述試験、小論文により行われた。特に研究計画書にもとづく口述試験を重視した。演習を軸とした二年間の授業体系を設定しており、そのためには演習に参加する学生の選択において今までの業務経験をふまえてテーマとの関わりを重視した研究計画書の作成を求めているからである。尚、専修コースでは学部において必ずしも経営学を学んだ者のみを対象としてはいない。

二〇〇四年度の授業科目・担当教員は、次のとおりである。

マネジメント専修コース

戦略マネジメント（山倉健嗣）

イノベーション・マネジメント（田中政光）

組織・人事（稲山健司）

マーケティング・マネジメント（谷地弘安）

オペレーションズ・マネジメント（松井美樹）

企業情報システム（大塚英作）

消費者行動（白井美由里）

産業分析（鳥居昭夫）

第三章 大学院重点化への取り組み

ビジネス・シミュレーション（白井宏明）

知戦マネジメント（岡田依里）

戦略業績評価（吉川武男）

アカウンティング（基礎科目）（泉宏之・高橋賢）

ファイナンス・アカウンティング専修コース

数学・確率・統計（山口修）

マネジリアル・エコノミクス（白井功）

企業会計（濱本道正）

証券市場（広田真人）

金融経済（井上徹）

リスク管理（森田洋）

年金制度と法令（山口修）

エコノメトリクス（井上徹）

財務分析（濱本道正）

企業財務（加藤国雄）

デリバティブ（森田洋）

年金運用（浅野幸弘）

資産運用（浅野幸弘）

年金数理（山口修）

セキュリティゼーション（高橋正彦）

なお、ビジネススクールの設置に伴い、既存の経営学専攻、会計・経営システム専攻の履修方法の変更が行われた。標準プログラムでは従来、専攻ごとに設定されていた専攻必修科目をなくし、自らの所属する専攻の授業科目から六科目一二単位を専攻選択科目として、習得することとした。留学生プログラムは標準プログラムに吸収され、標準プログラムと社会人特別プログラムの二本立てとして運用されることとなった。